

貸切バス運行仕様書

1 契約事項

貸切バス運行 一式（運転手含む）

2 借上日及び台数

令和6年3月4日（月） 1台

令和6年3月5日（火） 1台

3 乗車人員

45人予定

4 運行計画（予定）

別紙のとおり

5 条件

- (1) バスは補助席を使用せずに乗車できること。
- (2) 運転手は請負者が手配すること。（バスガイドの必要はない。）
- (3) 運行に係る燃料費、駐車場料金、有料道路通行料等、本契約に関するすべての経費は請負者の負担とする。
- (4) 運行する車両については、保険（対人無制限、対物1,000万円以上）に加入及びETCを装備していること。
- (5) バス運行会社は道路運送法に定める営業区域に東京都が含まれていること。
- (6) 配車の取消料は一般貸切旅客自動車運送事業標準約款の規定による。
- (7) バス運行会社は国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。

6 その他

- (1) 契約締結後、運行の詳細について行程の担当者と打合せをすること。
- (2) バスの車両ナンバーについては判明次第、運転手の氏名及び会社名については令和6年3月1日（金）正午までに書面で通知すること。
- (3) 復路の駐車場出発時刻を指示するため、バス運転手と連絡の取れる携帯電話番号を上記と合わせて書面で通知すること。
- (4) 警察大学校及び立川防災館の敷地内における駐車料金は発生しない。

7 一般適用事項

- (1) この仕様書は業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも自然付帯の業務等詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示及び庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないよう必要な措置を行うこと。
- (3) 損害を与えたとき、または損害を与えるおそれのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の原状に復旧させること。
- (4) 制服・名札・腕章等の着用により、請負者の作業員であることを明らかにして認識できるようにすること。
- (5) 請負者は仕様等について疑義があるときは担当係に説明を求めることとし、見積書または入札書提出後、仕様の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 請負者は、本業務の実施により知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

8 検査

- (1) 業務終了後、業務完了報告書を警察大学校に提出し、当校の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- (2) 検査実施にあたり、仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査職員の指示に従うこと。

9 支払

検査合格後、適法な請求書を受理した日から15日以内にその対価を支払うものとする。

別紙

日時	行程表
<p>3月4日(月) 12時50分発 13時45分着</p> <p>16時40分発 17時35分着</p>	<p>【往路】</p> <p>警察大学校 (出発) ----- 白糸台三丁目 (国道20号線) ----- 国立インター入口 (国道256号)</p> <p>日野橋 (都道16号) ----- 立川北駅前 (都道153号) ----- 立川防災館 (目的地、下車)</p> <p>距離 15.0km</p> <p>【復路】</p> <p>立川防災館 (都道153号) ----- 立川北駅前 (都道16号) ----- 日野橋 (国道256号)</p> <p>国立インター入口 (国道20号線) ----- 白糸台三丁目 ----- 警察大学校 (目的地、下車)</p> <p>距離 15.0km</p>
<p>3月5日(火) 12時50分発 13時45分着</p> <p>16時40分発 17時35分着</p>	<p>【往路】</p> <p>警察大学校 (出発) ----- 白糸台三丁目 (国道20号線) ----- 国立インター入口 (国道256号)</p> <p>日野橋 (都道16号) ----- 立川北駅前 (都道153号) ----- 立川防災館 (目的地、下車)</p> <p>距離 15.0km</p> <p>【復路】</p> <p>立川防災館 (都道153号) ----- 立川北駅前 (都道16号) ----- 日野橋 (国道256号)</p> <p>国立インター入口 (国道20号線) ----- 白糸台三丁目 ----- 警察大学校 (目的地、下車)</p> <p>距離 15.0km</p>